第3期医療費適正化計画 PDCA管理様式

1. 目標に関する評価

- (1) 住民の健康の保持の推進に関する目標
- ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017 年度		第3期計画期間					
(計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)	
52.8%	54.9%						
目標達成に 必要な数値	55.7%	58.6%	61.4%	64.3%	67.2%	70%	
2019 年度の 取組・課題	【取組】 ・各保険者による受診率向上のための啓発、保険者協議会による支援 ・保険者間の協力や受診医療機関の拡大等、受診しやすくする環境整備 ・ヘルスケアポイント事業と連動した啓発 ・いばらき健康経営推進事業による事業所への認定条件として位置付け。 【課題】 ・各保険者が啓発をして、向上しているが伸びが少ない。 ・未受診者対策やかかりつけ医との連携等の取組の徹底、さらに受診しやすい環境づくりを推進していく必要がある。退職者等の保険者の変更により未受診にならないよう保険者間の連携や情報提供が必要。						
次年度以降の改善について	特定健診受診啓発の継続、未受診者対策を推進、地域と職域の連携						

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017 年度		第3期計画期間					
2017 年度 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	2010 平皮	2019 平皮	2020 平皮	2021 平皮	2022 平皮	(目標値)	
18.6%	22.1%						
目標達成に	22.00/	27.40/	21 00/	26.20/	40.60/	4E0/	
必要な数値	23.0%	27.4%	31.8%	36.2%	40.6%	45%	
	【取組】	【取組】					
	・健診当日の初	・健診当日の初回面接を実施する市町村の増加、特定健診が受けやすくなる環境整備					
	・特定保健指導	・特定保健指導実施者の技術力向上のための研修会の実施					
2019 年度の	・ヘルスケアポ	・ヘルスケアポイント事業と連動した啓発					
取組・課題	【課題】	【課題】					
	保健指導実施率	保健指導実施率は上昇しているが、伸びが少ない。保険者により伸び率に差があり、各保険者で情報共有し、					
	好事例の横展開ができるようにしていく必要がある。本県は、働く世代の実施率が特に低いため、保険者と事						
	業所等の連携が求	められる。					
次年度以降の	夕仰咚老示陆却	けたし 切束切る		『核合約恵業託祭』	で連携につわがる	= 6 ₹ %	
改善について	各保険者で情報共有し、好事例の横展開につながる研修会や事業所等との連携につながる啓発 					冶光	

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017 年度	第3期計画期間						
2017 平皮 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	2010 平皮	2019 平皮	2020 平皮	2021 平皮	2022 牛皮	(目標値)	
13.0%	12.5%						
目標達成に	15.0%	17.0%	19.0%	21.0%	23.0%	25%	
必要な数値	15.0%	17.0%	19.0%	21.0%	23.0%	25%	
	【取組】						
	・特定保健指導実施者の技術力向上のための研修会の実施						
	・各保険者、市町	・各保険者、市町村による生活習慣病予防の啓発					
2019 年度の	・ヘルスケアポイ	・ヘルスケアポイント事業による県民への健康づくりの取組(運動、食事、健診等)を推進					
取組・課題	【課題】	【課題】					
	メタボリックシ	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率が少なく、特定保健指導の実施率も低い。また働く					
	世代のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が高いことから、新たな対象者を増やさない取組						
	が必要。						
次年度以降の	新規の対象者を増やさないよう生活習慣病予防を特に若い世代・働く世代に重点的に普及啓発、ヘルスケア						
改善について	ポイント事業の活用、いばらき健康経営推進事業所の取組を推進、減塩対策の推進。						

④ たばこ対策に関する目標

成人の喫煙率の減少

2017 年度	第3期計画期間						
2017 平皮 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
(3123)(2112)	2010 1/2	2010 1/2	2020 1/2	2021 1/2	2022 1/2	(目標値)	
男性 33.5%							
女性 6.6%							
目標達成に	32.2	30.9	29.6	28.3	27.0	男性 25.5%	
必要な数値	32.2	30.9	29.6	26.3	27.0	女性 4.0%	
2019 年度の 取組・課題	【取組】 ・禁煙認証制度の推進 ・歯科病院・薬局での禁煙支援・相談 【課題】 健康増進法が改正され令和2年4月1日に完全施行されることを踏まえ、受動喫煙防止対策に係る法規制の						
	周知を図る必要がある。						
次年度以降の	受動學煙防止対策	受動喫煙防止対策に係る法規制の周知を図る。					
改善について	│────────────────────────────────────						

⑤ 予防接種に関する目標

目標	予防接種の普及啓発の推進
	【取組】
	県ホームページや報道機関などの広報媒体を積極的に活用し、予防接種に関する正しい情報の普及啓発に努
2019 年度の	めている。
取組・課題	特に、第2期の麻しん風しん予防接種については、市町村及び教育委員会と連携し、就学時健診等の機会を
月入7日 * 6木/2	利用した接種勧奨に努めている。
	【課題】
	引き続き上記のような取り組みを推進していく。
次年度以降の	2019年度も引き続き、関係機関と連携した普及啓発活動を実施していく。
改善について	2019年度0万色税で、国际版例に建設した自然省先泊勤で美肥していて。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標(糖尿病の重症化予防の推進)

目標	糖尿病性腎症により新規に透析を導入される人数 (H27:416 人)の現状維持。現状値(H31:399 人)
	【取組】
	・糖尿病に係る医療連携体制の推進(部会の開催、県プログラムの整備等)
	・糖尿病性腎症の重症化予防の推進に向けた研修会の開催(県プログラムの周知・活用、取組みの向上のため)
2019 年度の	・地域毎の連携推進のために保健所の役割を追加(地域の連絡会、医師会との調整等)
取組・課題	【課題】
	・未治療者への受診勧奨の取組は実施されているが、医療機関と連携に課題があり治療中患者への保健指導が
	進まない状況がある。
	・新規透析患者の中で糖尿病性腎症による割合が増加傾向にある。
次年度以降の	・医療機関と連携した受診勧奨と保健指導が更に推進できるよう、今後も医師会や関係機関等と連携し、かか
次年度以降の 改善について	りつけ医等への協力を求めていく。
以告について	・医療が必要な患者が適切に医療に結びつくよう保険者と協力して、働きかけを強化していく。

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標(歯科口腔保健の推進)

80 歳で 20 本以上の自分の歯を有する者の割合

2017 年度	第3期計画期間						
2017 平度 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
(計画の人工下記)	2010 平及	2017年及	2020 平及	2021 平及	2022 平及	(目標値)	
41.0% (H27)	_						
目標達成に	43.6	44.9	46.2	47.5	48.8	5 0 %以上	
必要な数値	45.0	77.9	70.2	٦/.5	70.0	3 0 70英工	
	【取組】						
2010 左座の	施設等でのフッ化物洗口を推進する事業や介護予防教室等で使用できる教材の作成などを行うなど、生涯を通						
2019 年度の 取組・課題	じた歯科疾患予防のための取組を行った。						
	【課題】						
	 自分の歯を失う原因になる歯周病の有病状況(進行した歯周炎を有する者の割合等)が横ばい状態である。						
次年度以降の	関係機関と連携し、事業所等での歯科検診の受診やセルフケアの実践方法の周知を推進することなどにより、						
改善について	現在歯数の増加に寄与する歯科疾患の予防を行う。						

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度		第3期計画期間						
2017 平皮 (計画の足下値)	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度		
	2010 平皮	2019 年皮	2020 平皮	2021 平皮	2022 千皮	(目標値)		
69.7%	77.0%(*)	79.9%(*)				80%		
	(74.5%)	79.970(*)				OO 70		
目標達成に	72.0	73.7	74.9	76.6	78.3	80		
必要な数値	72.0	75.7	74.9	70.0	76.5	80		
	【取組】							
	後発医薬品のさらなる使用促進のため、医療関係者及び保険者等を構成員とする協議会を設置し、WG会議							
2019 年度の	や検討会議等を開催するなど、多職種間で課題を共有し連携強化を図った。また、県民への啓発として、新聞・							
	ラジオ等のメディ	アや鉄道・バス等の	鉄道・バス等の公共交通機関に加え、新たに WEB(Yahoo!JAPAN)等を利用した広告					
以他・赤起	取組・課題 を実施した。 							
	効果的、効率的な啓発を実施するため、保険者との連携強化等の対策が重要である。							
次年度以降の	保険者との連携を強化に加え、使用割合が低い若い世代にターゲットを絞った対策など、より効果的、効率							
改善について	的な後発医薬品の使用促進事業を推進する。							

(*) 出典「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」 括弧内はNDBデータ(都道府県別使用割合)

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標(在宅訪問実施薬局数)

目標	在宅訪問実施薬局数(人口 10 万人対)を 2023 年度までに 19.7 箇所に増加させる。
	【取組】
	第2期医療費適正化計画の実績評価において、薬剤師が多職種と連携し、重複投薬及び多剤併用対策、残薬
	の削減を図ることを課題としたところである。2019 年度は、国補事業として選定された「ポリファーマシー
	対策事業」により、薬剤師の在宅訪問実施をきっかけとした残薬の削減に取り組むモデル事業を実施すること
2019 年度の	で、薬剤師の在宅訪問の質の向上を図るとともに、重複投薬及び多剤併用による有害事象や、残薬の削減等に
取組・課題	取り組んだ。
	在宅訪問実施薬局数(人口 10 万人対): 13.6 箇所(2017 年度)→ 17.6 箇所(2019 年度)
	【課題】
	在宅訪問実施薬局は順調に増加傾向にある一方で、重複投薬や多剤併用等の適正化に向けた取組みの推進が
	課題である。
次年度以降の	高齢者への重複投薬及び多剤併用対策のため、ポリファーマシーに係る事例紹介や、薬局・薬剤師に対す
改善について	る教育研修等を実施する。

2. 保険者等、医	寮機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価
2018 年度の 取組	・保険者と協力した生活習慣病予防の事業(ヘルスケアポイント事業、いばらき健康経営推進事業)の推進・市町村や茨城県医師会と連携し、予防接種の接種勧奨や正しい情報提供を実施した。
次年度以降の改善について	・更に各保険者との連携及び協力を強化していく。 ・風しんの第5期定期接種について、茨城県国保連合会とも連携し、接種勧奨や情報発信を実施する。